

○鑑識補助員運用要綱

平成9年3月17日

埼例規第13号・鑑

警察本部長

鑑識補助員運用要綱の制定について（例規通達）

最近の犯罪の質的变化及び量的増加に的確に対処し、綿密かつ徹底した現場鑑識その他の鑑識活動を推進するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成9年4月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

鑑識補助員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、鑑識補助員の指定、運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2 指定

1 指定基準

警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署に勤務する警部補以下の階級の警察官で、原則として鑑識技能検定総合上級又は科目別上級を取得しているものの中から適任者を鑑識補助員として指定するものとする。

2 指定人員

鑑識補助員の指定人員は、警察署鑑識班を置く警察署にあつては、各当直班に鑑識専務員（警察署鑑識班員を除く。）と合わせて2人以上、警察署鑑識班を置かない警察署にあつては、各当直班に鑑識専務員と合わせて1人以上となる人数とするものとする。

3 指定書の交付及び報告

署長は、鑑識補助員を指定したときは、鑑識補助員指定書（別記様式第1号）を交付するとともに、鑑識補助員指定報告書（別記様式第2号）により速やかに刑事部鑑識課長に報告するものとする。

一部改正〔平成12年第53号、15年第721号、22年第168号〕

第3 運用

署長は、次のいずれかに該当するときは、鑑識補助員に鑑識専務員が行う現場鑑識その他の鑑識業務を補助させ、又はこれに代わって行わせるものとする。

- (1) 鑑識専務員の臨場が必要と認められる事件が複数発生し、鑑識専務員が不足しているとき
- (2) 鑑識専務員の臨場が必要と認められる事件が発生し、鑑識専務員が不在のとき
- (3) 重要犯罪が発生したとき

第4 教養の実施

刑事部鑑識課長は、鑑識補助員の鑑識知識及び技能の向上を図り、もってその効果的な運用を図るため、鑑識補助員を対象とした教養を定期的の実施するものとする。

実施日

- 1 この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 この例規通達実施の際現に鑑識補助員として指定されている者は、この例規通達により指定された者とみなす。

実施日（平成12年7月28日埼例規第53号・総）

この例規通達は、平成12年8月1日から実施する。

実施日（平成14年11月29日務第2183号）

この通達は、平成14年12月1日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成17年1月25日務第130号）

この通達は、平成17年2月1日から実施する。

実施日（平成22年3月10日鑑第168号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

【別記様式省略】